

事務連絡
令和7年9月12日

訪問介護事業所 管理者 様
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様
夜間対応型訪問介護事業所 管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

令和7年度三重県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の追加募集について

平素から本県の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では令和7年6月から、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を支援する標記事業を実施しています。

事業者からの補助金交付申請については、6月11日から7月31日の間に受け付けましたが、申請額の合計額が予算額に達しなかったことから、追加募集することとなりました。

つきましては、下記のとおりご案内しますので、交付要領等を確認のうえ、期限内に交付申請書等を提出いただきますようお願いします。

なお、申請多数の場合は、予算の範囲内で補助しますのでご了承くださいますようお願いします。

記

1 補助対象事業等

別表のとおり

※詳細は、補助金ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500187.htm>

2 補助対象事業者

三重県内で介護保険法上の指定を受けた、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所および夜間対応型訪問介護事業所を運営する事業者

※本補助金の交付申請を既に行った事業者は、追加募集の対象外です。(ただし、交付申請の取り下げを行った事業者は、この限りではありません。)

3 補助金交付の流れ(追加募集)

- ① 補助金交付申請書の提出(事業者→県) ※令和7年10月3日(金)期限
- ② 補助金交付申請書の受理・審査(県)
- ③ 補助金交付決定通知(県→事業者) ※令和7年10月下旬頃(予定)
- ④ 補助事業の実施(事業者)
- ⑤ 実績報告書の提出(事業者→県) ※令和8年2月27日(金)期限
- ⑥ 実績報告書の受理・審査(県)
- ⑦ 補助金の額の確定通知(県→事業者)
- ⑧ 補助金の請求書提出(事業者→県)
- ⑨ 補助金を指定口座へ支払い(県→事業者) ※令和8年4月頃(予定)

4 補助金交付申請(追加募集)

(1)交付申請期間

令和7年9月12日(金)から令和7年10月3日(金)まで

(2)申請書類

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②事業計画書(別紙1)
 - ・事業内容が分かる資料を添付
 - ・経費の内容や金額が分かる資料を添付
- ③補助金所要額調書(別紙2)
- ④役員等調書(別紙3)
- ⑤歳入歳出予算書(見込書)抄本(別紙4)

(3)提出先

原則、電子申請・届出システム <https://logoform.jp/form/8vMX/1218016> へ提出
郵送による提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

事務担当

三重県 医療保健部 長寿介護課
介護人材確保班

電話番号 059-224-2262

ファクス番号 059-224-2919

Eメール chojus@pref.mie.lg.jp

(別表)補助対象事業等 ※補助率 10/10

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助事業の内容
人材確保 体制構築 支援事業	研修体制の 構築の支援	1事業所当たり100千円	ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費
	中山間地域等・離島等 地域における採用活動 の支援	1事業所当たり300千円	中山間地域等(「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。)及び離島等地域(「厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)」に掲げる地域をいう。)に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費
	経験年数が 短いホーム ヘルパー等 への同行支 援	1事業所当たり、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。ただし、経験年数の短い訪問介護員等1人当たりの同行支援の上限は、通算して30回までとする。 (1)中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合で、経験年数が短い訪問介護員等への30分未満の同行支援1回につき3,500円 (2)中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合で、経験年数が短い訪問介護員等への30分以上の同行支援1回につき5,000円 (3)中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合で、経験年数が短い訪問介護員等への30分未満の同行支援1回につき2,500円 (4)中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合で、経験年数が短い訪問介護員等への30分以上の同行支援1回につき4,000円	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費
経営改善 支援事業	経営改善の 支援	1事業所当たり400千円	事業所の経営基盤の強化や経営状況の改善、若しくは各種加算の新規取得等を図るため、支援等を目的として、専門家(コンサルタント事業者や社会保険労務士等)への業務委託に要する経費や事務作業を行うための臨時職員の雇用に要する経費
	登録ヘルパー等の常勤化の促進の 支援	常勤化する登録訪問介護員等1人につき1月当たり100千円。ただし、常勤化する登録訪問介護員等1人につき300千円(3月分を上限とする。)	ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等(勤務日及び勤務時間が不規則な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ)の常勤化を促進するために要する経費
	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の 支援	1事業者グループ当たり1,500千円。ただし、【対象法人の要件】(エ)に該当する法人を含む場合は、1事業者グループ当たり2,000千円。	小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ(以下「事業者グループ」という。)が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費
	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する 支援	1事業所当たり300千円	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材(リーフレット、チラシ等)の作成・印刷等の広報に要する経費